

1 日 時 令和2年10月26日（月） 14時00分～17時00分

2 場 所 十勝総合振興局 4AB会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学准教授)
特別委員	金子ゆかり	(有金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	庄司 将己
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課長	田島 誠也
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	松尾 将志
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	西村日出人
根室振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	沢田 拓希

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「100満ボルト釧路店」(釧路町)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「ニトリ中標津店」(中標津町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1) 事務局から「(仮称)鳥取複合商業施設」(釧路市)の法第6条第2項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、駐車場の安全への配慮に関する再確認が必要との意見が出されたことから事業者側へ再確認しその結果を踏まえた上で答申することとした。

(2) 事務局から「100満ボルト釧路店」(釧路町)の法第6条第2項(変更)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。  
委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・ 出入口付近の9台分の従業員駐車場・冬季堆雪場は、堆雪すると見通しが悪くなり危険なことから留意が必要。
- ・ ミスターコンセント棟と店舗間の来店客の動線について確認が必要。

(3) 「ニトリ中標津店」(中標津町)の法第5条第1項(新設)の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。  
委員から意見等は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・ 10トン車での搬入作業の際は旋回範囲に当たるマスには物理的に来店客が駐車できないような対策の検討が必要。
- ・ 店舗の特性により、駐車台数が指針により算定された台数より大幅に少ないことから、店舗開店後の確認が必要。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

## 別 紙

(答申 100 満ボルト釧路店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

釧路町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

## 別 紙

(答申 ニトリ中標津店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 4 条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

中標津町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。